

## 裁判員等経験者との意見交換会議事概要

- 1 日時 平成24年11月20日（火）午後3時から午後5時まで
- 2 場所 岡山地方裁判所大会議室
- 3 参加者等

司会者 森 岡 孝 介（岡山地方裁判所刑事部判事）

裁判官 田 尻 克 巳（岡山地方裁判所刑事部判事）

検察官 中 山 大 輔（岡山地方検察庁検事）

弁護士 邊 公 律（岡山弁護士会所属）

### 裁判員等経験者

- 1 番 裁判員経験者
- 2 番 裁判員経験者
- 3 番 補充裁判員経験者
- 4 番 裁判員経験者
- 5 番 裁判員経験者
- 6 番 裁判員経験者

### 4 議事概要

#### 司会者

私は、今日の裁判員等経験者の意見交換会で司会を務めます、第1刑事部部総括裁判官の森岡と申します。岡山での意見交換会の開催は今日で3回目で、平成24年は2回目の開催になります。今回も裁判員等経験者の方から忌憚のない御意見を聴かせていただいて、今後の裁判員裁判の運用改善に役立てたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

#### 田尻裁判官

第2刑事部部総括裁判官の田尻克巳と申します。よろしくお願いたします。裁判員制度も今年で3年を迎えました。まだまだ発展途上の制度で

ございまして、日々努力は続けているのですが、我々法曹関係者だけでは限度がありますので、実際に参加された方の意見がどうだったのかということが非常に大事なポイントだと考えています。そういうことで今日、お集まりいただいたわけですが、忌憚のない御意見をぜひお聴かせいただければ、どうぞよろしく願いいたします。

#### 中山検察官

岡山地方検察庁の検察官の中山と申します。前回の意見交換会に引き続き、私が岡山地検から出席することになりました。今日は皆様方からいただいた意見を検察庁に持ち帰り、検察官としてもよりよい裁判員裁判ができるよう努力していきたいと考えていますので、どうかよろしく願いいたします。

#### 邊弁護士

岡山弁護士会所属、岡山パブリック法律事務所の弁護士の邊公律と申します。私は今まで3件の裁判員裁判を担当させていただきました。それぞれ思い出がかなりある事件なのですが、その中でも果たして立証が分かりやすいものであったのかどうか、弁護人に対する立証の意見については必ずしも良い意見ばかりではないことは存じ上げていますが、今回の意見交換会を通じて、今後の弁護人の立証活動にも役立てたいと思っていますので、よろしく願いします。

#### 司会者

それでは、最初に裁判員等経験者の皆様から裁判員裁判に参加されたことについて、全般的な感想を述べていただくことから始めたいと思います。私の方から各事件の紹介をさせていただいた上、番号でお呼びしますので、発言をお願いいたします。

まず、事件の内容としては強盗強姦罪やその未遂、強盗等を伴う強制わいせつ致傷等で、犯罪事実が9個あった性犯罪事件を担当された1番の方

からお願いします。

## 1 番

ちょうど2年前の12月に、性犯罪に関係する裁判員裁判に参加しました。裁判員裁判に参加させていただいて、本当に貴重な経験をさせていただきました。裁判官の方も、裁判員裁判の期間中、お互いに話しかけたりして、親しみを持つことができ、2週間近くではありましたが、本当に良い体験をさせてもらったと思っています。強盗強姦の事件を担当しましたが、プライバシー保護の関係では、裁判所の配慮もありましたし、私たち裁判員も他に対して不要なことを言いませんでしたので、特段問題はなかったと思っています。性犯罪なので興味本位の話になる危険性もありますが、裁判員も補充裁判員も本当に真剣に取り組みました。性犯罪は裁判員裁判の対象から外すべきという意見があるようですが、私は外すべきではないと考えています。審理や評議は非常に丁寧、かつ、時間もかけたという印象があります。ただ、私の意見としては、あまり期間が長すぎてもどうかとは思いますが、裁判員に負担をかけまいという意識が強かったのか、一番肝心の量刑を決める際に、もっと時間を取って、裁判員は意見を言い、時には裁判官のプロとしての御意見も聴きたかったと思っています。裁判員制度の大きな目的は、市民感覚をどう裁判に反映するかということですが、判例だけにとらわれずに判断できたのだろうか、私は裁判が終わってから今でも自問自答していますが、裁判員一人一人の思いがあまり分からないままに量刑を決めてしまったのではないかと考えているので、市民感覚の反映ということが最も大きな課題ではないかと考えています。

## 司会者

続いて、被告人の国籍が中国で通訳を必要とし、犯罪事実は元交際相手を道連れに自殺しようと考えて起こした殺人未遂事件で、殺意の有無が争われた事件を担当された2番の方、お願いします。

## 2 番

私は年齢が73歳で、まもなく後期高齢者になると思います。現在、候補者に対する封筒が最高裁判所から各家庭に届いています。私は法務省の人権擁護関係のボランティアをしていることから、「こういう手紙が届いた。どうしたらいいのかな。」という質問が87歳の方からあり、質問票の1番に70歳以上は断れるという項目が入れてあるので、「字も読めないし、何かよく分からないから、断ってもいいかな。」と言われたので、「本人の意思です。」と答えました。しかし、私は70歳を過ぎていましたが、こういう滅多にないチャンスなので、是非参加したいと思い、参加しました。

中国人の男女の事件でしたが、言葉が北京語か広東語かということもあり、二人の通訳人が付けてありました。私はそのことにも驚いたのですが、証人が日本語学校の学生で、途中で「今の通訳は違います。こうです。」と日本語で訂正しているのを聴いて、日本語が分かるのに、日本で起こした事件は日本の費用で裁判所がきちんと通訳人を付けて裁判をするということに驚きました。そういう意味では日本は進んだ国なんだと思いました。通訳人が入ったことから、普通の裁判より時間が倍掛かったと思います。そういう意味では、あまり高齢だと、法廷に居る間はトイレにも行けませんし、被告人と顔を会わさないために法廷からトイレに行くときも決まった時間でスピーディーに行動しないといけませんし、もたもたしていると評議の時間にも影響するので、高齢でトイレが近かったり、障害があり車椅子を使われている方がいたら、岡山の裁判所はどのようにするのかと思いました。また、一般に知られている裁判のイメージと実際自分が携わった裁判とは、大きな違いがあって参考になりました。その後、裁判員裁判という報道があると、前よりも非常に興味を持って見えています。それから、えん罪を防ぐのは裁判官の人格ではないかと思っています。裁判官の人と

なりが裁判に出てくるのではないかと。検察官もそうですけど、そういう職業の方は非常に厳しく己を律する人がなっているのだと、一時の感情で流されるような人には務まらない職業だと思い、改めて裁判官に対して敬意の念を持ちました。そして、時には証拠としてむごく見ることができないような傷口の写真等を見せられると、ショックで少し気分が悪くなるようなときもありましたが、裁判員裁判に参加して、少ない余生ですが冷静な物の見方をしていきたいと思いました。

#### 司会者

次は強制わいせつ致傷，強制わいせつ，その未遂等，さらに公然わいせつも含めて全部で犯罪事実が15件あり，そのうち裁判員非対象事件12件は裁判官だけの区分審理をした上で，強制わいせつ致傷3件を中心とした併合審判を経験した3番の方，お願いします。

#### 3番

私は裁判員裁判に参加して1年数か月が経とうとしています。その間にも、本当にあれで良かったのかとか、自分の役割はどこにあったのかとか、裁判員の役割を果たせたのかとよく思うことがあります。テレビを見ていても裁判員裁判がよく出るので、その都度、その時の自分だったらどうしただろうかということを考えることがあります。反対に、今まで裁判はドラマとかでしか見たことはありませんでしたが、自分がそこで考えて意見を言うという場をもらったことについては感謝をしています。また、裁判員裁判ということについて、先ほど役割と言いましたが、裁判員裁判を行うに当たって、裁判官，検察官，弁護人の事前の準備，裁判員裁判までの準備をどれだけ努力をして行っているのかということがよく分かったので、敬服というか、よくやっていただいているなというのが率直な感想です。自分自身の感想としては2点あって、人が人を裁くことの難しさを感じたというのが本音です。参加した事件は、有罪であることについては検察官

も弁護人も争いがなく、主な論点は刑の重さということにあったのではなかったかと思います。後でも話があるかもしれませんが、自分は裁判員裁判のことがよく分からなかったので、考えが左右に振れてまとまらなかったというのが率直な感想です。2点目は、私は法律については全くの素人ですが、裁判官が必要な法令については本当に丁寧に説明してくれましたし、評議も本当に分かりやすく整理してくれていました。また、裁判員が、十分に自分の意見が言えるように配慮してくれていたもので、評議はスムーズすぎるくらいスムーズに進んだと感じています。

#### 司会者

続いて、精神障害を持つ三男の被告人が、父親が住む家に放火した現住建造物等放火の事件で、責任能力の有無について争われた事件を担当された4番と5番の方、順次、御意見を伺いたいと思います。

#### 4番

半年前に裁判員裁判を経験させていただき、ありきたりな感想になりますが、本当に貴重な経験をさせていただいたと思っています。世の中には裁判員制度に前向きでないというか、裁判員に当たるのはちょっとという人も少なからずいたり、仕事の都合がつかないから裁判員に当たっても困るという人もいると思いますが、私は仕事の都合がついたので参加しました。参加して思ったのは、仕事の都合や少し不安だからということではなく、無理をしてでも経験した方が良いのではないかというくらい良い経験になりました。裁判員裁判に参加して、裁判員制度を良くしていこうという趣旨からすれば、私の意見は頼りないですし、こうしたら良いのではないかという意見も正直ないのですが、裁判中も、素人である裁判員に対して裁判所の方々が本当に心を砕いていろいろと進めてくれ、分からなかったり不安に思いながらも裁判員裁判に参加したという感じです。裁判官はもちろん、裁判員も自分の中で出し得る一番の意見や考えを出し合って、

最善の方向を考えながら裁判を進めていきました。気持ちが一つになるというか、そういう気持ちで1週間を経験させてもらい、普通に仕事をして家で過ごすという日常からは離れていましたが、みんなが当たるわけではない、当たる確率は低いのですが、私にとっては良い経験だったのでラッキーだったと思っています。あえて一つ言うなら、もう少し皆が裁判員裁判を経験できるようになればと思っています。事件が多くなるのはいいませんが、いろいろな世代の方が参加して、今までテレビで見るだけであった裁判のことが、裁判員という形で自ら経験して、周りに裁判はこうなっているということを伝えていけるよう、もっと多くの人が経験できるようになればよいと思っています。

司会者

続けて、同じ事件を担当されました5番の方、よろしくお願いします。

5番

偶然、4番の方と同じ事件を担当させてもらいましたが、やはりやってみて良かったと思っています。私は20代なのですが、やはり問題は仕事です。20代、30代、40代の方は、会社に理解されていない方が多いのだと思います。会社の方から是非体験してこいということを、報道機関から働きかけてほしいと思っています。仕事をほったらかしに行ったら、皆、嫌な顔をする、そういう人が多いと思います。私の周りでも、行ったことがない、それはどういうことなのかということで、理解をしていない人が大多数です。会社の上の方でもそういう事例がない、今まで聞いたことがないと言う方が結構多いです。若い人が積極的に参加しようと思ったら、会社の方から冠婚葬祭みたいな感じの扱いで送り出してくれれば、皆、行こうかなという感じになるのではないかと思います。やはり30代、40代の方は役職とか会社の絡みがあると思うので、社会的に理解してもらえるように、報道機関から裁判員裁判とはこういうものなので会社の方

も協力してくださいと、もう少し社会に対して仕組みをしっかりと伝えてもらえれば、もう少し参加しやすくなると思います。私が選ばれたときは、仕事をどうしようというか、そういう気持ちが大きかったです。でも、参加して良かったですし、会社も裁判員裁判への参加を理解してくれ、今日の意見交換会もそういう形で理解してもらえたので参加することができましたが、理解してくれない会社もあるので、できるだけ会社の方が理解して皆を送り出すことができるよう、もっと分かりやすい、裁判員裁判に参加しようという報道をしてほしいと思っています。参加した方が良い経験になるので、若い方も選ばれたら率先して参加してほしいと思っています。

司会者

最後になりましたが、強制わいせつ致傷、強制わいせつ未遂、それに至らず暴行にとどまった3件の性犯罪中心の事件を担当された6番の方、お願いいたします。

6番

裁判は初めてで、最初は何をするのか全く分かりませんでした。自分が思っていたのは、裁判というのはもっと厳しくて、すさまじいものというのがテレビの印象であったのですが、実際は裁判官が順を追って説明してくれるので、それに合わせて皆で評議を続けていくという形で、冷静に判断をしていきました。裁判では、検察側、弁護側の意見を聴いて、その後、量刑を決めるという形でしたが、スムーズに分かりやすく進んでいったと思います。裁判員になって裁判に参加し、自分のためになったので、皆さんも怖がらずに裁判員になってほしいと思います。

司会者

それでは引き続いて、今、お聴きした御意見も踏まえまして、主催者側で準備した話題事項に沿って具体的な御意見をお伺いしたいと思います。時間の関係もありますので、一番聴きたいことから入ろうと思っていますし

て、まずは審理について考えていただけますでしょうか。審理、つまり証拠調べをして、公判で見て聞いて分かったかというテーマで個別に御質問させていただき、皆さんの御意見をお聴きしたいと思います。第1点として、証拠調べ、特に書証の取調べについてお伺いします。書証の朗読の長さとか、書証の説明時間全体の長さについての御感想、ちょっと大変だったとか、苦痛だったとかいうことを何人かの方にお聴きしたいと思います。まずは3番の方、記録では初日に166分も書類の説明を聴いてもらった形になっていますが、どうでしたでしょうか。

3番

率直に言って、全く分からない事件でした。強制わいせつとか、使われている言葉さえ私には分かりませんでしたので、まごついたというのが率直な感想です。その中で段々と分かってはきたのですが、本当に案件がたくさんあったので、本当に全部聴いて裁判員は理解できるのかと思いました。ただ、必要だということは分かるのですが、率直に言えば内容についても分からなかった事件でした。

司会者

同じような内容がたくさんあった事件なので、違いとか区別が最初は分からなかったということですか。

3番

分からなかったです。

司会者

後で考えたり、議論していく中で、一つ一つの違いが分かり、理解が深まったということでしょうか。

3番

そうですね。

司会者

説明時間が長すぎたということは感じませんでしたか。

3 番

それはなかったと思うのですが。どういうことがあったという事実は分かるけれど、裁判員が聴いてもよく分からないと思います。今、考えてみると、事実がたくさんあったので、事実の量で刑の重さを判断するということがあったように思います。裁判員裁判では罪の重さは証拠で判断することも最初は分かりませんでした。法廷に出ると、傍聴している身内の方の悲痛な表情が分かります。そういったものがどういう風に影響するのかと思い、後で裁判官に聴いたら、証拠だけなのであまり気にすることはないと言われましたが、裁判員裁判に参加している者は事件の内容もよく分からないので、一番分かるのは面と向かって見える風景とか、人とか、態度とかそういったものなので、裁判員裁判に素人が入っている意味合いは、本当はそういうところも大事にする必要があるのではないかと思いました。

司会者

続けて、同じような性犯罪ですが、冒頭陳述との関係で書証の朗読が1日に70分程度であった1番の方は、書証についてどういう感想をお持ちでしょうか。

1 番

先ほど言いましたように、審理や冒頭の説明は丁寧にきちんとされていたので、問題は全くないと思います。審理の中で特に印象的だったことが1点あって、弁護人が被告人を指導する姿がありました。人間としてこうあるべきだと弁護人が被告人を指導していたことが印象に残りましたが、審理、手続面では私は特に意見はありません。

田尻裁判官

1 番の方の事件は私が担当したのですが、事件がたくさんあったので、

事件をいくつかのブロックに分けて、冒頭陳述を行い、その後、証拠調べという形で現場の実況見分調書や被害者の供述調書が朗読されるという形で進んでいきました。その後、被告人質問で締めくくるということを繰り返していたのですが、実況見分調書等の証拠書類の中で分かりにくい言葉等はありませんでしたか。

1 番

分かりにくいことはありません。よく分かりました。

司会者

裁判では、書証の取調べとともに、人証といって証人や被告人から話を聴くという取調べもありました。次のテーマとしては、証拠調べのうち人証の取調べを中心に証拠調べを行った場合、その事件の被害等の分かりやすさにつながったかどうかという点について、忌憚のない御意見をお聴きしたいと思っています。今回、被害者や関係者、被告人の話を中心に審理がされた事件を担当された方がいらっしゃいますので、これらの事件を担当された方からまず質問させていただきます。殺人未遂を担当した2番の方は、被害者の証人尋問、傷害に関する医師の証人尋問、学校の先生の証人尋問、それから被告人質問がありましたが、こういったことを聴いた上で殺意とか動機を決めたと思いますが、公判でその内容は理解できましたか。

2 番

法廷にパソコンが置いてあって、法医学の先生から、男性の留学生が女性の首を切って、あと何センチで頸動脈に達するとか、そういう殺傷事件の生々しいところを説明してもらいました。私は家で魚料理はしますが、そういう写真は見慣れていないので、人間の首の辺りの大きな写真が出されて、この傷口の具合から殺意があったとか言われたとき、何ともない方もいるとは思いますが、何か恐怖が先に立ち、素人ではこういうところが

恐ろしいと思いました。それから、評議のときにこれが証拠の包丁ですということ、きちんとケースに入れられた包丁が裁判員の前に回ってきました。家でも見慣れている文化包丁でしたが、実際に血しぶきを浴びた包丁かと思うと、早く次に回したくなるような衝動に駆られました。そういう意味では、慣れていない一般の裁判員ではドキドキして頭が混乱しやすくなる人もいると思います。

もう一つ不思議に思ったのは、検察官は非常に冷酷、冷徹、良く言えば論理的に犯罪者を追及する職業とっていましたが、被害者の女性が顔を見られたくないということで衝立がしてあり、女性に対して配慮がされている、ここでも人権が守られているのだと思いましたし、検察官が女性がむせたときに「ペットボトルの水を飲んでください。」と言っていたので、ちょっと驚きました。普通の平凡な暮らしをしてきた人と、そういう経験に慣れている方との落差はあると思いました。裁判員制度では、無作為に抽出されて裁判員になりますが、そういうところはどうかと考えればよいかと思いました。

田尻裁判官

この事件は、殺意が争点になっていましたので、医師に来てもらい、被告人がやったことがどれだけ危ないことなのかという観点で話をしてもらい、話の内容としては医学的な話もあったと思うのですが、どれだけ危険かということは分かりましたでしょうか。

2番

被害者が恐ろしい目にあったということがよく実感できました。耳で聴いただけでは分からなかったと思います。

司会者

文書の説明を聴くよりかは分かりやすかったということによろしいですか。文書で書いてあるのと比較して、医師による口頭での説明の方が分か

りやすかったですか。

2 番

医学用語をいくらか使っていたので、普段、聞き慣れない単語もありましたが、映像も見ているので、近代的な方法でやっているのだと納得できました。

司会者

同じように、医師である鑑定人の尋問、被告人の父親の尋問、それから被告人質問という形で、人証中心の審理がなされた現住建造物等放火の事件を経験された4番と5番の方に、そういう審理の在り方で理解がしやすかったかどうか、逆に理解しにくい点はどこであったかについての御意見を伺いたいと思います。4番の方からお願いします。

4 番

分かりにくいとは感じませんでした。目の前にモニターがあって、被告人がどのような動きをしたということを分かりやすく表示するというような工夫もあり、証人等の声が小さいということもなく、すんなりと理解できました。

5 番

順番にモニターで説明してもらいましたし、医学用語はあったものの、分かりやすく説明してもらったので、特に分からない点はなかったです。精神面の問題でしたので、どうしてこういうことを考えるのかと、医学的には説明されても、心情が理解できないということはありませんでしたが、説明等については非常に分かりやすく、裁判長からも後で補足の説明があったので、事件の内容自体は、問題なく理解できました。

田尻裁判官

この事件は経緯がいろいろありましたよね。どうして火をつけたのかという経緯が問題になって、その関係で父親に来てもらい、被告人の話と対

比して考えていきましたけど、もっといろいろな人から話を聴きたかったということはありませんでしたか。

5 番

三人兄弟でしたので、確かに兄の意見も聴きたかったです。火をつけたことに兄弟の関係が起因していることは確かなので、二人の兄の意見を聴いてみたかったということはありません。また、仲が良かった二男の妻からも聴いてみたかったとは思いますが。家族関係の問題でしたので、もう少しいろいろな家族から話を聴いてみたいとは思いました。

司会者

考えながら聴けたということは、内容が理解できたということの裏返しですね。証人等から尋問形式でやり取りを聴いていくことと、物語形式の書類を朗読することとでは、比較してどうでしたでしょうか。尋問形式は皆さんの理解にとってどういう感じだったのか聴かせていただけますか。

5 番

質問形式の方が私は分かりやすいです。弁護人が文字ばかりの書類を出しましたが、私達は素人なので言葉だけだと何を言っているのか分かりません。被害者や被告人と話せば何かが分かると裁判官から言われましたが、確かにそのとおりだったと思います。やはり物語で進められるより、顔を合わせて自分から質問をして、相手が答える。その時の相手の態度や心情、なんとなく雰囲気伝わってきます。素人なので心情的によく分からない部分があるのですが、質問をすれば被告人も考えて答えてくれ、こういう人なのかということが分かるので、話をすることは一番良いことだと思いました。

司会者

ほかの方はいかがですか。被告人質問をされた方は多々おられると思いますが。

4 番

5 番の方が言われたことと私も全く同じで、顔を見て、自分が質問をして、反応が返ってくる。そのときの表情やちょっとしたリアクションで被告人の心情や、そういう空気が伝わってくる。文字だけとか書類だけではそういうことはないので、必要だったと思います。5 番の方が言ったとおり本当にそう思いました。

司会者

ほかの方はどうですか。逆の感想でも構いませんが。

1 番

検察側や弁護側が被告人に質問をし、被告人は返事をする。要するに犯行状況等の事実確認をしていくことだというふうに受け止めています。

司会者

言っていることを聴きながら、信用できるかどうかを考えることができるので良かったということですか。

1 番

被告人が素直に「間違いありません。」とはっきり言っていましたし、記憶にないことは「記憶にない。」「記憶にないが、検察官の言うことに多分違いはありません。」と言っていたので。事実確認が一番の目的ではないかと私は思っています。

司会者

その事実の確認をすることによって、事件の内容を理解できていたということですね。

1 番

はい。

司会者

2 番の方はどうですか。

2 番

被告人と被害者が共に中国人で、二人の共通の言語が中国語だったのですが、日本語でも山形弁と鹿児島弁という感じで、途中で被害者の方が「今言ったのは違います。」と日本語で制止されたことが印象に残っています。通訳人が日本語に直してくれるのですが、間にワンクッション入るとどうしても違和感がありました。しかし、本人から話が聴けたことは良かったと思っています。

司会者

確かに通訳人を介することによって若干変わりますが、表情を見ることができたので、やはり違うということですね。

2 番

はい。

司会者

直接聴くことで、発言者が言いたいことが分かりますよね、本当はこういうことが言いたかったんだと。そういう意味では心証が取りやすかったということでしょうか。

2 番

はい。

司会者

3 番の方は被告人質問しかありませんでしたが、質問を聴いていて人となりとかを感じたようなことはなかったでしょうか。

3 番

私の事件は、有罪であることは分かっている、被告人が更生するための謝罪関係であるとか、家族関係とかも一つの争点になっていたと思いますが、そうしたときに一つの事実を見るということであれば、皆、同じように見ることはできると思いますが、人の態度とか物の言い方とかそういっ

たことは人それぞれにとらえ方が違うと思うので、そういったことが刑の重さとかを決めるときに入ってきたきやすいと思いますので、難しいのだろうと思います。私は結構、経理的な頭なので、こういうことを言ったら1点とか2点ということで、積み重ねて50点になればこの人は重いということであれば分かりやすいのですが、点数計算ができないので、どのような形を採っても難しかったです。

司会者

6番の方が経験した事件は、性犯罪であることから被害者を呼ばなかったため、被告人の顔は見えるものの、被害者の顔は見えなかったのですが、事件を理解するにあたってこの関係で何か御感想はありますか。

6番

本当は被害者の方の顔が見えたらよく分かったと思いますが、用意していただいた資料や裁判官の説明でよく分かったので、内容は理解できたと思います。

司会者

それでは、次に、守秘義務の点についてお聴きしたいと思います。守秘義務の意味内容は理解できていましたか。こういった義務が存在することについてはどのように思っていますか。また、判決後、生活をしていく中での守秘義務に関する御感想や御意見を各参加者の方から伺いたと思います。それでは6番の方からお願いいたします。

6番

守秘義務は大事なことだと思います。何を言ってはいけないのか最初は分からなかったのですが、検察官が話していたことは大丈夫だということが分かって、それ以外は話さないようにしてきました。

5番

最初、参加したときにはどれくらいあるのかと思ったのですが、話を聴

くと、確かに守秘義務は大事なのですが、そんなに難しく考えることはないと思っています。個室で話した内容だけは話さなければよいということを最初に言ってもらいました。また、裁判は公開なので法廷で出たことは話してもらって構わないということも言われたので、やはりそういう一言があったのですごく楽になれました。むしろ、周囲が理解していません。

「そういうことを話してよいのか。」と言われます。通知が届いた時点で、「通知が届いたことを話してもよいのか。」と言われたりしたので、社会の認識がないのだと思いました。ですから、守秘義務についても皆にきちんと認識してほしいと思いました。

#### 4 番

守秘義務とよく言われますが、裁判員裁判の期間中に裁判官が折に触れて、「これは守秘義務に反しないので話してもよい。」とか、「これは話さない方がよい。」とか分かりやすく言ってくれたので、特に迷いや分からないということはありませんでした。裁判員裁判の期間が終わったとき、家族から聴かれて、これはやめておこうと考えたり、評議のことは少し気を付けながら簡単に話をしました。後日、新聞に事件の記事が出たので、これを担当したと家族には言いました。あまり守秘義務に関しては難しいとか負担があったとかいうことは感じませんでした。

#### 3 番

私が考えている守秘義務は、大きく2点あると思っています。1点は法廷で伝わることは良いが、評議した内容、一つの案件を整理するために評議の場で誰がどういったとか、こうなったということとかは、守秘義務だと思います。2点目として、自分が今、この事件の裁判員として関わっているということは、どこで誰が聴いているか分からないので、むやみに一般の方に話すことはいけないのではないかということです。それが守秘義務の大きな目的であるし、裁判員を務めるために大事なことだと思い、裁

判員裁判に参加しました。

## 2 番

私は以前の職業が守秘義務を必要とする職業でしたので、守秘義務についてはそれほど苦にはなりません。しかし、人間に誰でもある「王様の耳はロバの耳」と言いたいという心情があるときもありました。私の場合は、裁判員になって、いろいろ評議の中で裁判官や裁判員の方々と何日か食事をしたり、同じ場所でいろいろ話をしている中で、守るべきこととお互いがその中で話し合うこととの区別を自分で付けることができたので、余り苦ではありませんでした。しかし、裁判員が終わってからのいろいろな会合で、「裁判員になったら守秘義務があって困るだろう。」、「黙っていることができるのか。」ということをおっしゃいましたが、私は守ろうと思えば守れるので、「裁判員になってください。」と言っておきました。

## 1 番

性犯罪事件でしたので、仮に被害者の名前を具体的に知り得たとしても、名前に関心はないのですぐ忘れてしまいますし、公判審理の中ではAさん、Bさん、あるいはA地点、B地点と配慮されていきましたので、問題はないと思います。私は家族や周りの人に裁判員になったことを話しましたが、具体的な話は新聞記事を見てその範囲で、新聞記事で出ていることは問題ないだろうということで話をしました。性犯罪なので、プライバシーの保護をしないといけないと思いますが、問題は周りも含めて特にありませんでした。それと、選任されるときに、犯行があった該当地区を除外するような配慮もあったので、そういうことも守秘義務に考慮していたのではないかと思います。

## 司会者

新聞記事も判断基準になったということですね。

それでは時間の関係もありますので、評議について1点だけ確認してお

きたいと思います。1番の方が評議の時間について言われていましたが、ほかの方にも簡単にお聴きしたいのですが、御自分の経験した評議の時間ややり方について、例えば長かったとか短かったとか疲れたとかいうような感想で結構ですので、1番の方からお願いします。

#### 1番

私の意見としては、評議は非常に丁寧に説明され、進行も十分時間を掛けていたのですが、量刑の決定をする際、市民感覚をより反映した内容にするのであれば、量刑決定時の評議の時間をもっと多く取ってほしい、裁判員一人一人が何を考えているのか、プロである裁判官はどう考えているのか、プロの目、素人の目からそれぞれ意見を言い合い、例えば法廷での被告人の態度とか、あるいは性犯罪ですので被害者の方の思いはどうなのかということ、忌憚なくもっと話し合いたかったと思いました。それと、判例についての説明時間がある程度はありましたが、量刑を決定する際には、例えば懲役20年ということなら、判断するスタートラインとして過去の判例をよく知るということは、素人の裁判員であっても自分なりに量刑を決めるための基礎的なことなので、もっと時間をかけて判例の内容についても詳しく説明してほしかったと思っています。法廷での審理や評議の時間はたっぷりもらいましたが、判例の説明や量刑決定時の評議の時間を可能であれば、あと半日か1日多く取ってもらいたかったと思っています。しかし、そうはいつでも、私は退職した年の暮れで暇と言えは暇でしたが、現役で働いている人も多いので、そう無理は言えないと思うのですが、評議についてはそういう意見です。

#### 4番

評議は、裁判員とプロの裁判官の方とで一つの空間で行われましたが、プロの裁判官の方が、裁判員が忌憚なく話せるようにすごく心を砕いてくれたので、市民感覚を取り入れるという目的というか、プロである裁判官

は黒子としてひたすら裁判員の市民感覚としての意見を大事に取り入れようというか、うまく表現することができないのですが、肝心なことは補足してくれたり、大事なことはフォローしてくれたり、裏方というか裁判員が意見を言いやすいようにとても心を砕いてくださったのが印象的でした。

## 5 番

私は最近裁判員をやりましたが、1 番の方の話を聴いて、裁判官の方もいろいろ言われて勉強したのだと思いました。私のときは事件自体が大きいものではなかったということもあると思うのですが、過去の事件であれば懲役何年を受けている人が何人いて、全国でこれくらいいますとか分かりやすく説明してもらったので、年々分かりやすくなっているんだと感じました。やはり、市民とプロの裁判官の間には、壁が大分あったのだと。それで、年々分かりやすくしてもらっているんだということは感じました。

## 司会者

最後になりますが、これから裁判員になる方へのメッセージということで、お一人ずつお願いいたします。

## 1 番

選任されたら大いに参加してほしい、何度も言いますが貴重な経験です。私は数年前にある法人の仕事をしていて、ちょうど裁判員裁判が始まるということで休暇規定を改正し、特別休暇で参加するというふうにしました。官公庁や大きな会社であれば休暇制度で当然配慮しないといけないという法律ができていますので、大きな企業等はよいのですが、5 番の方が言われましたが、なかなか会社の方の理解がないということです。一般社会が裁判員制度への理解を深めることが一番の課題だと思っています。とにかく、選任されたら参加してほしいと思っています。

## 2 番

選任されれば、年齢が70歳を過ぎていても気力と体力があれば誰にで

もできることです。裁判長と会食もできます。そして事件とは関係のないところで裁判官の人格に触れることができます。裁判長が「主文」というときの厳しいキリっとした顔と、皆が同じ裁判所の弁当を食べながらの和やかな時間を共有することができたのは、裁判員にならせてもらったからだと思います。そういうことでも人生経験が広がるので、若い方はどしどし、中年の方は仕事をほどほどに、老年の方はそのために気力、体力を養って、裁判員に当たったら率先して行っていただけたらと思います。私自身、刑法を読むことはなかったのですが、刑法の読み方や量刑のことを裁判官が教えてくれ、私が持っていた平成17年版刑法が既に改正になっていることも分かりましたので、そういう社会の流れも分かります。それほど事件が多くなっても困りますが、選任されたら皆さん参加されたら良いと思います。

### 3 番

これから参加する方は、選ばれると大変な心労があると思います。私も最初に選ばれたときはどうしようかと思いました。そののところをもっと皆さんから、選ばれたら安心して裁判員制度に参加できるので参加してくださいと声を大きくして言ってほしいと思っています。というのも、裁判員候補者として裁判所に来たとき、50人を超える人が来ていたと思います。その中から裁判員と補充裁判員として9人が選ばれましたが、相当な方が辞退したのではないかと思います。50人もいるような中で、私が9人の中に入っていたということは、選ばれる分母が小さくなっていたのではないかと思いますので、もしもそういうことがあるのであれば、安心して参加できる環境を整えてほしい、本当にもっとPRしてほしいと思っています。まず、PRの1点は裁判員裁判が行われる前に公判前整理手続がありますが、この手続は裁判員裁判の制度ができるに当たって非常に重要な手続として行われていると思うのですが、それは厳密にしっかりと行わ

れていると思います。裁判員になって参加した方は、裁判員制度という既に回っているシステムに入っている、一つの歯車として参加しているのだと思っています。一つの歯車なんだから、もっと気軽に積極的にしてほしいと思います。法律的な知識は要らないということをもっとPRしてもらえればと思います。2点目として、裁判員裁判というものが公判を重視する中で分かりやすい裁判を行うということで、検察官も弁護人も本当に分かりやすい言葉で分かりやすい公判に変えていると思っています。それが開かれた裁判になってくるのだと思います。分かりやすい裁判員裁判になっているので、その中の一つの歯車として参加してくださいということをもっとPRすることで参加する環境を整えないといけません。整いさえすれば、どしどし参加してほしいと思っています。

#### 4 番

本当に忌憚のない正直な意見なのですが、裁判員の経験をさせてもらえてラッキーといえますか、皆が皆当たるわけではない確率の低い中で、このような役割を頂いて本当にラッキーだったと思います。自分の中では良いこともあれば、大変だなと思うこともありました。すごく良い経験だったので、家族もうらやましいと言っていました。会社に勤めている人は、同僚や周囲の人の理解がないので行きにくいという環境があるかもしれませんが、それを押してでも来ていただけたら、司法とか裁判、世の中のためというのではなく、自分のために本当にすごく良い経験になるので、会社の理解とか、反対があつたり理解が得られなかったりするかもしれませんが、それを押してでも余りある良い経験がさせてもらえると私は思いますので、皆さんどうぞ当たったら辞退せずに経験してほしいと思います。企業の理解もなかなか得られにくいですし、周りの理解も得られにくいということが一番大きいと思うので、私達が裁判員裁判をやっているとき、企業向けの説明会をしていましたが、多くの企業へ社員を裁判員裁判へ参

加させてもらえるような説明や理解を求める仕組みがもっとあれば良いと思いました。

#### 5 番

私自身、参加して非常に良い経験をしたと思います。やはり、社会の仕組みを変えていく、会社が社員の後押しをするような仕組みに変えていけば良いと思います。最高裁判所から書類が届けば誰でも驚きますし、封筒に入っていたDVDも堅い内容で分かりにくいものでした。選任手続で見た山口六平太のアニメの方が何倍も分かりやすかったですし、アニメであれば家族も見ますので、できればああいう物を入れてほしかったと思いました。

#### 6 番

裁判員候補者に選ばれたときには不安があると思いますが、実際になってみると全くそういうことはありませんので、安心して、参加できる方には参加してほしいと思います。

#### 司会者

立ち会っていただいた検察官と弁護士から一言ずつお願いしたいと思います。

#### 中山検察官

本日は裁判員等経験者の皆様、お忙しいところお越しいただきまして本当にありがとうございます。私たち検察官は裁判官と違って、皆様方と法廷でしか接することができず、例えば、お帰りになった後に今の冒頭陳述はどうでしたか、分かりやすかったですかとお伺いできたら本当に良いのですが、それをやってしまうと問題になって、新聞沙汰になってしまうので、それはできないと。先ほどの会食の話を聴くと、裁判官はずるいと思ってしまいました。それだけにこういう機会を設けていただいて、裁判員を経験した方から忌憚のない生の御意見を伺うことができたのは、私にと

っても本当に貴重な経験でした。今日、皆様方からお伺いしたお話や御意見を検察庁に持ち帰って、ほかの検事たちにも伝え、より分かりやすい良い裁判ができるよう努力していきたいと思っています。本当にありがとうございました。

#### 邊弁護士

本日はありがとうございました。経験者の方のお話を伺う機会としては、これまでシンポジウム等もあったのですが、自分が担当した事件の経験者の方を含めて話を聞くことができ、非常に参考になりました。個人的には、パソコンを使った説明がどれくらい有効なのか分からない面があります。本当に裁判員の方がどう思っているのか分からないので、法廷で被告人に補充質問される際に拝見したり、それこそ、こちらの方が裁判員の様子をうかがって推測するしかないのですが、今回、お話を聞いたことで非常に参考になりました。私も弁護士会の裁判員裁判の担当委員会の委員なので、今日のお話を持ち帰って報告させていただいて、今後の弁護活動に生かしたいと思います。本日はありがとうございました。

#### 司会者

御参加された方々からはたくさん大変に貴重な御意見を頂き、本当にありがとうございました。意見交換会はいったんこれで終了いたします。

#### 進行（総務課長）

それでは、残りの時間につきましては、報道関係者からの質疑応答を行います。

#### A新聞 a 記者

裁判員を経験された感想として、皆さん貴重な経験とおっしゃられましたが、もう少し具体的に、どの点が貴重な経験になったのかということをお聴かせいただけますか。

#### 1 番

貴重な経験というのは、法廷に検察官、弁護士、被告人がいるという、そういう裁判の場を経験することができたということです。また、評議で裁判官と裁判員とで評議をするような経験は、ひょっとしたら2回目があるかもしれませんが、一生涯ないと思います。それから、実際に法廷で被告人に対して何回か質問をしましたが、そういう貴重な経験は普通では考えられないことだと思います。

## 2 番

暮らしの中で、報道等で裁判を見ることはあっても、弁護士の家庭や検察官の家庭や裁判官の家庭であれば別だと思いますが、一般の家庭では裁判を体験することはないので、非日常の中で緊張感を感じていました。裁判員裁判をやっている間は、食事とトイレ以外は缶詰状態になっている時間が多く、3月11日の東日本大震災の日に判決が言い渡されましたが、その日の帰りの自動車の中でラジオを聴くまで、東日本大震災のことは知りませんでした。そういうその場でないと味わえない緊張感を味わえたということは私にとっては非常に良かったです。そういう緊張感が人生の中であるということは、誰にでも与えられるチャンスですが、それでいてなかなか与えられない。そういうチャンスが与えられて良かったと思っています。

## 3 番

裁判所については、裁判員制度に参加する前はテレビでしか知りませんでした。テレビのドラマでは、検察官や弁護士がどういうことをするということが、大体は善が勝つということでストーリーができています。そういったことでしか裁判所というものを見ていませんでしたが、自分が裁判員として参加することによって、検察官はどういうことを考えてやっているのかとか、弁護士はどういう形で被告人の弁護をしているのかということを感じて法廷で見ることができたと思います。自分もその場に参加してい

るという意識の中で、それまで裁判所を見たこともなかったのですが、裁判員裁判が終わってから傍聴に行ってみようと思うようにもなり、裁判所が身近に感じるようになるようになったということで貴重な体験だったと思います。

#### 4 番

うまく言えるかどうか自信がないのですが、二つあります。一つは、裁判はテレビで見るものだったのですが、急に日常の一部というか、自分が1週間程度経験してみて、こうやっているということが分かりました。実際に法廷の中に入ることも初めてでしたし、まさか自分が法廷に入ることを考えたこともなかったので、皆が経験し得ない経験をさせてもらったことが貴重な経験になったと思います。もう一つは、法廷で被告人を目の前に見ることは、裁判員にとっては初めての経験だと思うのですが、被告人を目の前で見て、こちらから質問をして返ってくるリアクションや顔の表情や、検察官や弁護人の主張、被告人がどうしてその事件を起こしたのかという背景等、事件を起こしたことは悪いことなのですが、なぜ事件を起こしたのかということについては、裁判員を経験しないと新聞で読んだだけでは分からないような、もう少し突っ込んだ、裁判のリアルを経験させてもらったと思っています。被告人は事件を起こしたので悪いと思うのですが、どうして悪いことをしたのかという背景もすごく掘り下げて考え、評議をし、裁判員の経験やそれまでの考えから最善の考えを出し合って、被告人にとっても被害者にとっても一番となるように評議で話し合い、探りあって、自分の中で出し得る最善の意見を出し合えた空気というか、そういう経験をさせてもらいました。大げさかもしれませんが、裁判員の意見や評議で被告人の処遇、大きく言えば一生を決めるような判決をすることになりますが、それに至るまで皆が被告人に将来立ち直ってほしいという気持ちと量刑を決めるときに罪の償いというかそういうことや被害者の

ことを考えて心を一つにひたすら過ごした1週間は、裁判員に選任されない経験できませんでした。貴重な経験をうまく言葉にすることは難しいのですが、あえて言うならその二つです。

#### 5 番

貴重な経験というか、体験入学みたいな。要は会社でしている仕事とは全く別の職種なので、非日常を1週間味わって、適切ではないかもしれませんが、楽しみという感じもありました。普通に生活していたら絶対にあり得ない。こういうことをやったという裁判員裁判の形は会社の人も家族も理解してもらえましたが、裁判員裁判をしたというこの気持ちは言っても理解はされませんでした。やってみないと言葉に表すことはできないので、やってみて自分が感じたことが皆と同じ意見だったということは、やはりやってみて良かったと思います。

#### 6 番

裁判の行われ方などを詳しく知ることができましたし、被告人がどう動いたとかいうことについて細かく検討し、皆で評議をしたので、とても勉強になったと思います。

#### A 新聞 a 記者

ここ最近、えん罪事件が問題になっていますが、裁判員にとって有罪無罪の判断をすることは難しいことではないかと思いますが、その点についてはどうでしょうか。また、死刑が求刑された場合、裁判員がその判断ができるかどうかについてもお聴かせください。

#### 1 番

最近のえん罪事件のことで私が考えていることは、検察官の方には申し訳ないのですが、裁判官あるいは裁判員に責任があるのではないかと問われても、証拠資料は検察官が提示し、検察側の資料と被告人の事実を確認しながら、裁判所あるいは裁判員はそれに基づいて判断するので、検察官

が一番のポイントではないかと私は思います。死刑は制度があり、日本はアメリカのように懲役180年とかいうような制度がないので、死刑制度は必要だと思っています。それから百何十人が死刑執行を待っていますが、明らかにえん罪でないと分かっているものについては、極論かもしれませんが、早く執行してほしいと思っています。

## 2番

小学校や中学校でもらう「生活の記録」や「行動の記録」に「公正さ」というものがあつたと思いますが、いかに公正であるかということが裁判の最大の特徴だと思います。そのために、検察官も裁判官も弁護士も人格識見がいかに公正であるかという、そこに究極の問題があると思っています。毎日の暮らしで多くの被告人を裁いている裁判官、また起訴をする検察官は、自分に課せられている公正さということについて、そういうことに携わっていない人より、自分を戒めたり、苦しんだりしているのではないかと思います。しかし、法治国家である以上、法に基づくということは大切ですし、宗教的な観点からすれば、死刑にするということが本当に望ましい公正な在り方かどうかについては迷いがあります。70歳過ぎても迷うので、多くの人のこれからの論点になったり、考えの基準になったりして、皆で考えていただきたい問題だと思っています。

## 3番

えん罪ということを考えるとき、私はテレビとかでしか分かりませんが、検察官がすごい取調べをして、被告人は無罪だと言っているのに、段々取調べによって自白するという形になってえん罪が起こるのかもしれませんが、裁判員裁判が本当に充実していけば、公判を通しての裁判の公開というか、開かれた裁判に結びついていくのだらうと思います。そういったことによって、これからの裁判が本当に良い形になっていくのではないかと思います。えん罪は、無理なことに判決を出しているところに起こってき

ている問題だと思っています。自分が参加した裁判は、有罪であることは分かっている、後は量刑の判断が主でしたので、そこで悩むことはありませんでしたが、そういうことが起こったときに裁判員裁判が対応できるかどうかは分かりません。死刑についての自分なりの意見は持っているのですが、こういう場で言えるような意見ではないので、差し控えさせていただきます。

#### 4 番

えん罪は、普通の企業でいうところのヒューマンエラーではないか、病院であれば医療事故、同じと捉えてよいのかどうかは素人なので分かりませんが、えん罪も思い込みから来るヒューマンエラーの部分があるのだとすれば、裁判員制度が始まって3年ですが、プロの裁判官はもちろん信頼できるのですが、市民感覚を取り入れて裁判を良くしていこうという裁判員制度をこの先もっと良くしていき、えん罪を裁判員裁判で減らしていくことを望みます。死刑については難しい問題なので、意見としては出せません。

#### 5 番

えん罪事件かどうかとか、そういう難しいことを裁判員に求められても分からないので、裁判員は気軽に自分の思ったことを言った方が良いと思います。例えば、有罪なのか無罪なのかについても、自分の思ったことを言った方が良いと思います。あまり難しく考えると、若い人は面倒になって来ないと思いますので、とにかく気軽に自分の意見を発表してくれた方が良いと思います。私のおきもそうだったのですが、法律的な難しいことについては、裁判長と裁判官が説明してくれます。死刑については必要だと思いますが、その判断を下せるかどうかは、そのときの自分の心情で、この被告人は死刑が良いと思えばそう言えば良いと思います。そのときの裁判長から、こういうことがあるから死刑は重すぎるのではないかという

ようないろいろな会話を踏まえて自分が死刑にした方が良かったのであれば、言った方が良くと思います。

6 番

どちらも判断するには長い期間が必要だと思えます。死刑を言い渡すことは、裁判員には難しいのではないかと思います。

B 新聞 b 記者

3 番の方に補足でお聴きしたいのですが、法廷で証人尋問や被告人質問を行う際、人それぞれ受け止め方が違うので量刑に影響しやすいというようなことを発言されていたように思うのですが、もう少し具体的に教えていただけますか。

3 番

裁判官や裁判員は法廷に座っていますが、そこから法廷を見渡した時、被告人、その家族、一般の傍聴人が来ていて、いろいろな表情をしています。こちらが何か一つ質問をして被告人が答えている時、何か悲しそうな表情をしたり、無表情な方もいるのですが、そういうことを裁判員も見ていますし、声も聴きます。しかし、そういった声や表情や態度が、量刑の評議のときには直接影響しません。私は法律には無頓着ですし、経験もないので、やはり裁判員としては難しい判断を求められているのではないかと思います。先ほど言ったように数字で表されるものではありませんし、減点や加点で刑の重さが決まることでもないで、1 週間の裁判員の経験で刑の重さを判断しなさいということは絶対に難しいと思います。裁判員が参加して、裁判員制度が充実し、本当に裁判員制度は良い方向に進んでいるということになるためには、その辺が難しいのではないかと思います。最初に話したように人が人を裁くというか、裁判員も人それぞれなので、優しい人もいれば、真正面から厳しく見る人もいることが裁判員制度の難しいところだと思いますが、あまり難しさを求められると、この制度は良

い方向に進まないのではないかと思います。

進行（総務課長）

それでは時間になりましたので、これで裁判員等経験者の意見交換会を終了いたします。長時間にわたり本当にありがとうございました。